平成２７年（フ）第３６８号
福岡県遠賀郡岡垣町吉木東１丁目26番１号
破産者　大塚　和也
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５２０号
北九州市小倉南区北方２丁目１番10―301号
破産者　柏木　繁敏
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２８３号
岩手県滝沢市篠木黒畑139番地３
破産者　阿部　克則
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２８４号
盛岡市松尾町１番14号
破産者　川村　ゆか
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３０号
岩手県久慈市門前第１地割151番地１　銀杏荘
破産者　馬内多加志
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第１９号
宮城県登米市迫町北方字舟橋前84番地３　クレアールＣ号
破産者　西條　雅一
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第１８１号
群馬県前橋市天川原町１丁目７番地５　寺澤ハイツ　202号
破産者　牧繪　敏彦
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３８号
横浜市鶴見区平安町２丁目６番４号、住民票上の住所横浜市鶴見区生麦４丁目20番18号　サンプラザ401
破産者　依田　一義
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４７号
神奈川県海老名市上郷１丁目29番６号
破産者　酒井　由希
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３６２号
横浜市西区戸部町７丁目221番地２　プラーズ高島町602号
破産者　陳　　圣源
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７６６号
横浜市旭区三反田町282番地１　パルティーダＡ101号
破産者　綿貫　浩二
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７８号
新潟県五泉市村松甲1766番地
破産者　齋藤　　操
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５５号
福井市滝波町第62号７番地２
破産者　田中喜代治
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
福井市滝波町第62号７番地２
破産者　田中眞知子
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
福井県越前市幸町５番６号
破産者　清水　泰子
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
福井市城東３丁目11番７号
破産者　藤本塗装こと　藤本　秀治
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
福井県敦賀市道口23号46番地　岡山町２丁目、住民票上の住所福井県越前市四郎丸町第２号２番地　市営住宅３号館42号
破産者　北野　正司
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第４６７号
静岡県島田市向谷元町1198番地の12
破産者　秋田　正持
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４号
香川県丸亀市飯山町東坂元1215番地52
破産者　篠原冨士雄
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部